

春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用及び給与その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる者をいう。

(採用)

第3条 任命権者は、予算の範囲内で競争試験又は選考により会計年度任用職員を採用することができる。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮したうえで、当該期間の範囲内で更新することができる。

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で任命権者が定める時間
- (2) フルタイム会計年度任用職員 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

(週休日及び勤務時間の割振り)

第6条 会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りは、春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第3条及び第4条の例による。

(週休日の振替等)

第7条 会計年度任用職員の週休日の振替等は、勤務時間条例第5条の例による。

(休憩時間)

第8条 会計年度任用職員の休憩時間は、勤務時間条例第6条の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 会計年度任用職員の正規の勤務時間（第5条の勤務時間並びに第6条及び第7条において勤務時間条例の例によることとされた勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間における勤務は、勤務時間条例第8条の例による。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第10条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務は、勤務時間条例第8条の2の例による。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、勤務時間条例第8条の3の例による。

(時間外勤務代休時間)

第12条 任命権者は、第20条第3項に規定する超過勤務手当に相当する報酬を支給すべきパートタイム会計年度任用職員に対して、任命権者が定めるところにより、当該報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、任命権者が定める期間内にある勤務日等（勤務時間条例第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定されたパートタイム会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務代休時間は、勤務時間条例第8条の4の例による。

(休日)

第13条 会計年度任用職員の休日は、勤務時間条例第9条の例による。

(休日の代休日)

第14条 会計年度任用職員の休日の代休日は、勤務時間条例第10条の例による。

(休暇の種類)

第15条 会計年度任用職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 有給休暇は、次に掲げる休暇とする。

(1) 年次有給休暇

(2) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第1号、第2号、第8号、第11号、第12号、第17号、第18号及び第21号に掲げる場合

3 無給休暇は、次に掲げる休暇とする。

(1) 特別休暇のうち、勤務時間条例第14条第2項第3号から第7号まで、第15号、第16号及び第19号に掲げる場合

(2) 病気休暇

(3) 介護休暇

(4) 介護時間

4 前2項の休暇の日数、期間等は、任命権者が定める。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認は、勤務時間条例第17条の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第17条 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬（次条に規定する基本報酬並びに春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員に支給される超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「超過勤務手当等」という。）に相当する報酬をいう。以下同じ。）及び期末手当とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、時間額、日額又は月額により支給するものとする。

2 前項の規定により、時間額により支給する基本報酬の額は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づき定められた埼玉県最低賃金の額（以下「最低賃金額」という。）を下限とし、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基本報酬又は給料の上限の額を21で除し、さらに7.75で除して得た額を上限とし、その範囲内で任命権者が定める額とする。

3 第1項の規定により、日額により支給する基本報酬の額は、最低賃金額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額を下限とし、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基本報酬又は給料の上限の額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を上限とし、その範囲内で

任命権者が定める額とする。

4 第1項の規定により、月額により支給する基本報酬の額は、最低賃金額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1か月当たりの勤務時間に乗じて得た額を下限とし、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基本報酬又は給料の上限の額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数に乗じて得た額を上限とし、その範囲内で任命権者が定める額とする。

5 前3項の規定にかかわらず、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 納税推進嘱託員 日額21,000円

(2) 英語指導助手 月額400,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額
(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復するときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して任命権者が定める。

3 パートタイム会計年度任用職員が職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

4 前項の費用弁償の額は、春日部市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第55号）の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償（前条第3項に規定するものを除く。）（以下「報酬等」という。）の計算期間は、月の1日から末日までとし、1か月分の報酬等の全額を支給する。

2 報酬等の支給日は、任命権者が定める。

3 超過勤務手当等に相当する報酬は、給与条例の適用を受ける職員に支給される超過勤務手当等との権衡を考慮して任命権者が定めるところにより支給する。

4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの例による。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の種類)

第21条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)

第22条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額により支給するものとし、当該給料の額は、別表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料表の1級1号給の額を下限とし、同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基本報酬又は給料の上限の額を上限とし、その範囲内で任命権者が定める額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給)

第23条 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(給与の減額)

第24条 会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、時間額により基本報酬を受けるものを除く。)が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき任命権者が定める方法により算出した給与額を減額して給与を支給する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第18条、第22条関係)

職員の区分	基本報酬又は給料の上限
1 事務職員その他の任命権者が定める職員	給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表3級における最高の号給の額
2 看護師その他の任命権者が定める職員	給与条例第3条第1項第2号に規定する医療職給料表1級における最高の号給の額
3 一般用務員その他の任命権者が定める職員	春日部市技能職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する規則(平成17年規則第110号)第7条第1項に規定する技能職給料表1級における最高の号給の額